

第102回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時15分)

場 所

名古屋市港区入船二丁目4番6号
当社2階会議室

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

<株主提案>

- 第6号議案 自己株式取得の件
- 第7号議案 取締役および社外取締役の員数に関する定款変更の件
- 第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より当社グループの経営に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を2025年6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

この度、当社は初の中期経営計画「MX2029」を策定いたしました。お客様の多様化するニーズに対し、よりの確かつ迅速に応える体制を構築することで、事業の成長と収益性の向上を両立するとともに、資本効率を意識した経営を推進することで利益還元の充実を図り、株主の皆様の期待に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営につきまして、より一層のご理解ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2025年6月
代表取締役社長 社長執行役員
高橋 広

証券コード9357
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

名古屋市港区入船二丁目4番6号

名港海運株式会社

代表取締役社長 高 橋 広
社長執行役員

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.meiko-trans.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト <https://www.nse.or.jp/listing/search/>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」
「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは同封の議決権行使書によって議決権を行使する
ことができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、4～5頁のご案内に従って、2025年6月
26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（午前9時15分受付開始）
2. 場 所	名古屋市港区入船二丁目4番6号 当社2階会議室
3. 目的事項	報告事項 （1）第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 （2）第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件 <株主提案> 第6号議案 自己株式取得の件 第7号議案 取締役および社外取締役の員数に関する定款変更の件 第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時到着分まで

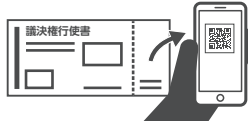


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

● スマートフォン等によるご行使 ●

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時行使分まで

 株主総会ポータル

<https://www.soukai-portal.net>

株主総会ポータル®にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

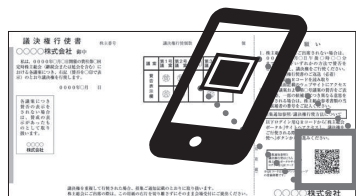
 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月26日（木）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1** 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2** 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3** スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 議決権行使ウェブサイトなどをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- すべての会社提案議案について「賛成」するを選択した場合、会社提案に賛成、株主提案に反対の選択をした画面に遷移します。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元が経営上の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開や設備投資、大規模災害への備えとして内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 23円

総額 687,791,517円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金23円と合わせまして、前期に比べ8円増配の1株につき46円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- (1) 2023年に執行役員制度を導入し、監督と業務執行を分離して迅速な意思決定を行うことができる体制に移行したことに伴い、取締役の員数を23名以内から12名以内に減少させるものであります。
 - (2) 取締役会の招集権者および議長について、柔軟な対応を可能とするため変更するものであります。
 - (3) 取締役会および監査役会の議事録に署名又は記名押印に加えて、電子署名で議事録作成を可能とするため変更するものであります。
 - (4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするとともに、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>23</u>名以内とする。 (招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。 2. 取締役会長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。	(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 (招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長又は<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2. 取締役会長、<u>取締役社長</u>に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。 ＜新設＞	(議事録) 第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (補欠監査役) 第35条 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。 3. 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。
第35条～第38条 ＜条文省略＞ (議事録) 第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 第40条～第48条 ＜条文省略＞	第36条～第39条 ＜現行どおり＞ (議事録) 第40条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第41条～第49条 ＜現行どおり＞

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。この度、経営体制の一層の強化を図るために2名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	
1	たか はし ひろし 高 橋 広	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	ひら まつ やす なが 平 松 保 長	専務執行役員	新任
3	やま ぐち あつし 山 口 淳	常務執行役員	新任
4	み たに まさ よし 三 谷 正 芳	常務執行役員	新任
5	か る べ じゅん 加 留 部 淳	社外取締役	再任 社外 独立
6	お ぐら ただし 小 倉 忠	社外取締役	再任 社外 独立

1

たか はし ひろし
高 橋 広
(1971年8月15日生)

再 任

所有する当社
株式の数

354,621 株

取締役会への
出席状況

10/10 回

■ 略歴、地位および担当

1998年12月 当社 入社
2007年4月 当社 業務部業務企画室長
2009年6月 当社 取締役業務部長
2014年4月 当社 常務取締役
2017年4月 当社 専務取締役
2019年6月 当社 代表取締役社長
2023年6月 当社 代表取締役社長
社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

名港海運興産(株) 代表取締役社長 社長執行役員

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画部門および輸入部門、輸出部門など幅広く当社事業に携わり、2019年からは代表取締役社長を務めております。物流事業および経営全般に関し豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

ひら まつ やす なが
平 松 保 長
(1961年5月20日生)

新 任

所有する当社
株式の数

25,295 株

取締役会への
出席状況

一 回

■ 略歴、地位および担当

1989年10月 当社 入社
2013年4月 当社 港湾物流部長
2015年6月 当社 取締役港湾物流部長
2019年6月 当社 常務取締役
2021年6月 当社 専務取締役
2023年6月 当社 専務執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

名古屋船舶(株) 代表取締役社長 社長執行役員

セントラル SHIPPING(株) 代表取締役社長 社長執行役員

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり港湾物流部門に携わり、顧客と良好な関係を築くとともに、現場の安全確保と作業品質向上の両立を推進してまいりました。当社企業価値向上の実現に必要な豊富な知識と経験を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

3

やま ぐち

山 口

(1961年9月11日生)

あつし

淳

新 任

所有する当社
株式の数

24,429 株

取締役会への
出席状況

一 回

■ 略歴、地位および担当

1985年 4 月 当社 入社
 2014年 4 月 当社 営業第 2 部長
 2015年 6 月 当社 取締役営業第 2 部長
 2021年 6 月 当社 常務取締役 兼 営業第 2 部長
 2023年 6 月 当社 常務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり輸出営業部門および海外事業に携わり、顧客と良好な関係を築くとともに、新規事業の開拓、および事業領域の拡大に努めてまいりました。当社企業価値向上の実現に必要なとなる豊富な知識と経験を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

4

み たに まさ よし

三 谷 正 芳

(1960年11月5日生)

新 任

所有する当社
株式の数

30,029 株

取締役会への
出席状況

一 回

■ 略歴、地位および担当

1983年 4 月 当社 入社
 2013年 4 月 当社 人事部長
 2017年 6 月 当社 取締役人事部長
 2021年 6 月 当社 常務取締役 兼 人事部長
 2023年 6 月 当社 常務執行役員 兼 人事部長
 2023年 9 月 当社 常務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり人事部門をはじめとしたコーポレート業務に携わり、人事制度の再構築やコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。当社企業価値向上の実現に必要なとなる豊富な知識と経験を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

5

か る べ
加 留 部

(1953年7月1日生)

じゅん
淳再 任
社 外
独 立所有する当社
株式の数

0株

取締役会への
出席状況

9/10回

■ 略歴、地位および担当

2008年6月 豊田通商(株) 常務執行役員
2011年6月 同社 代表取締役社長
2018年4月 同社 代表取締役会長
2019年6月 三洋化成工業(株) 社外監査役 (現任)
(2025年6月退任予定)
2019年6月 当社 社外取締役 (現任)
2020年6月 豊田通商(株) 取締役会長
2020年6月 KDDI(株) 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、長年にわたり豊田通商株式会社の経営に携わり、また他社の社外監査役の経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験や識見をいかし、取締役会において当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から助言等をいただくことで、経営の監督機能の強化に寄与いただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

6

お ぐら
小 倉

(1951年1月7日生)

ただし
忠再 任
社 外
独 立所有する当社
株式の数

0株

取締役会への
出席状況

9/10回

■ 略歴、地位および担当

2011年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド
取締役副社長 (現・ノリタケ(株))
2013年6月 同社 代表取締役社長
2018年6月 同社 代表取締役会長
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)
2023年6月 リンナイ(株) 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

リンナイ(株) 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、長年にわたり株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現・ノリタケ株式会社) の経営に携わり、また他社の社外取締役の経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験や識見をいかし、取締役会において当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から助言等をいただくことで、経営の監督機能の強化に寄与いただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 加留部淳、小倉忠の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、加留部淳、小倉忠の両氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - (2) 当社は、加留部淳、小倉忠の両氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 加留部淳氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、6年であります。
 - (4) 小倉忠氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第3号議案が原案どおり承認が得られた場合における取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

		専門性と知識・経験					属性
		企業経営	業界経験	グローバル	財務会計	法務リスク管理	
取締役	高橋 広	○	○		○		—
	平松 保長	○	○				—
	山口 淳		○	○			—
	三谷 正芳				○	○	—
	加留部 淳	○		○		○	社外 独立
	小倉 忠	○		○		○	社外 独立
監査役	秋田 高一				○	○	—
	宮崎 一彦	○	○	○		○	社外 独立
	徳岡 重信	○			○	○	社外 独立

※上記表は取締役および監査役において、特に強みを有するスキルを示しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

水野智之氏は監査役秋田高一氏の補欠監査役候補者、時々輪彰久氏は監査役宮崎一彦および徳岡重信の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1	みずのともゆき 水野智之 (1971年9月27日生)	所有する当社株式の数
		3,000 株

■ 略歴および地位

1996年 4 月 当社 入社
2022年 1 月 当社 内部統制室長（現任）

■ 補欠監査役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業部門、通関部門の業務に携わり、2022年からは内部統制室長を務めております。法務に関する深い知見や幅広い視野を有していることから、客観的かつ公正に監査できるものと判断し、補欠の監査役候補者としました。

2

じ　じ　わ　あき　ひさ

時々輪彰久

(1969年9月11日生)

社外
独立

所有する当社株式の数

0 株

Ⅰ 略歴および地位

- 1995年10月 中央監査法人 入所
2007年 7 月 あずさ監査法人 入所
(現・有限責任あずさ監査法人)
2024年 7 月 時々輪公認会計士事務所 代表 (現任)

Ⅱ 重要な兼職の状況

時々輪公認会計士事務所 代表

Ⅲ 補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験と専門的知識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を生かすことにより、当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言および発言が期待されることから、補欠の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 時々輪彰久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、両候補者が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。両候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第91回定時株主総会において、年額6億50百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役の員数の上限が23名から12名に引き下げられることを考慮して、取締役の報酬額を年額4億50百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来と同じく使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模や今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

<株主提案（第6号議案から第8号議案）>

第6号議案から第8号議案は、株主様（1名）からの提案によるものです。当社取締役会としましては、これらの議案すべてに反対しております。

なお、議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

株主提案

第6号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,650,000株、取得価額の総額金2,650,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の株価は昨年も低迷しており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約5%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

<当社取締役会の意見>

反 対	取締役会としては、本株主提案に反対いたします。
------------	--------------------------------

当社グループは、株主の皆様への利益還元が経営上の重要課題の一つと認識しており、2025年5月13日に開示しました「株主還元方針の変更に関するお知らせ」のとおり、将来の事業展開や設備投資、大規模災害への備えとして内部留保の充実を図りつつ、配当性向40%、DOE（株主資本配当率）2%のいずれか高い水準を目安に、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針といたしました。引き続き、株主還元の拡充を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

加えて、当社は、定款に取締役会の決議により自己株式の取得を行うことができる旨を定めており、その実施の有無については、2025年6月27日開催予定の第102回定時株主総会終結の時から1年以内と期限を定めるのではなく、今後必要に応じて柔軟かつ機動的に検討してまいります。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

株主提案

第7号議案 取締役および社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の員数を10名とし、社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第19条 当社の取締役は23名以内とする。 2 (新設)	(員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 2 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1第15号に規定する社外取締役とする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4－8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4－7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。当社は、取締役4名のうち社外取締役は2名となっており、3分の1以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、

高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の視線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

なお、定款上取締役の員数が23名以内となっていることについても、現状4名であることから、他の一般的な上場企業と同様、定款を変更し、10名以内とするべきであると考えます。

＜当社取締役会の意見＞

反 対 取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営上の重要課題の一つと認識しており、2025年5月13日に開示しました「定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役の員数を12名とする旨の定款変更議案を、2025年6月27日開催予定の第102回定時株主総会に付議することといたしました。加えて、2025年5月13日に開示しました「代表取締役および役員の異動ならびに組織改編および人事異動に関するお知らせ」に記載の取締役選任議案を同株主総会でご承認いただきますと、取締役6名のうち社外取締役は2名となり、取締役に占める社外取締役の割合は3分の1となります。取締役等の指名に関しては、取締役会の諮問機関として過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置し、その方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化しております。

また、本株主提案は「高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべき」としてありますが、当社の社外取締役および社外監査役は、事業会社または証券会社を含む金融機関における豊富な経営経験を有し、独立性を備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与いただいていると考えます。取締役会としては、本取締役構成が当社のコーポレート・ガバナンス上適切であると判断しており、本株主提案のような規定を定款に設けることで最適な取締役の構成を検討するうえで柔軟性を損なう可能性も否定できないことから、取締役の過半数を社外取締役とする本株主提案に反対いたします。

株主提案

第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の株主総会において取締役の報酬を年額650百万円以内とすること、これとは別枠で、2023年6月29日開催の株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額50百万円以内、これにより発行又は処分される普通株式の総数の上限は80,000株以内とすることが承認されているが、今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記株式報酬に代えて、年額200百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR(株主総利回り)を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、当社は株式報酬制度を導入しているものの、第101期(2023年4月1日から2024年3月31日)では当社の取締役(社外取締役を除く。)に年額269百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は16百万円となっており、固定報酬の6%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約50年かかることとなります。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ

意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

<当社取締役会の意見>

反 対	取締役会としては、本株主提案に反対いたします。
------------	--------------------------------

当社取締役の報酬額は、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境および従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定め、各取締役の役職および職務内容、営業利益等の業績、常勤・非常勤の別等を考慮して決定することを基本方針としております。このような方針のもと、当社は、2023年6月29日開催の第100回定時株主総会において、当社の取締役（独立性確保の観点から社外取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

当該役員報酬の見直しに際しては、外部専門機関の調査・統計データおよび助言を参考に、社会インフラを担う企業として安定的な企業価値向上が求められる点を考慮しつつ報酬水準の妥当性を検討してまいりました結果、社外取締役を除く取締役報酬全体における株式報酬の割合を10%以上とすべく、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数を年80,000株以内に設定いたしました。なお、本株主提案記載の「第101期（2023年4月1日から2024年3月31日）では当社の取締役（社外取締役を除く。）に年額269百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は16百万円となっており、固定報酬の6%しかありません」との指摘については、譲渡制限付株式報酬制度を期中に導入したことに加え、同時期に執行役員制度を導入したことに伴って退任した取締役分の金銭報酬が一部含まれていることによるものです。

こうした報酬制度に対し、本株主提案は当社の定める報酬水準および構成と比較して過大な株式報酬であり、当社の取締役の報酬決定の基本方針と乖離していることから、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資や雇用所得環境は堅調に推移するものの、物価上昇や地政学的リスク等により、不確実性が高まり、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなかで、当社グループが営業の基盤を置く名古屋港の港湾貨物は、輸出は鉄鋼等が増加しましたが、自動車部品等は減少しました。輸入は鉄鋼や原油等が増加しましたが、とうもろこし等は減少しました。

当社グループといたしましては、輸出貨物は、機械等の取扱いが減少しました。輸入貨物は、油脂原料等の取扱いが増加しましたが、とうもろこし等の取扱いは減少しました。輸出前梱包等の付帯作業は、増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	増減	
			金額	増減率
売上高	77,698	81,485	3,786	4.9%
営業利益	5,265	6,271	1,005	19.1%
経常利益	6,536	7,981	1,445	22.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,541	5,380	838	18.5%

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	増減	
				金額	増減率
	港湾運送部門	46,094	49,749	3,655	7.9%
	倉庫保管部門	10,628	10,129	△498	△4.7%
	陸上運送部門	12,538	12,307	△230	△1.8%
	航空貨物運送部門	2,681	3,378	696	26.0%
	その他の部門	4,056	4,243	186	4.6%
①	港湾運送およびその関連	75,999	79,807	3,808	5.0%
②	賃貸	1,699	1,677	△21	△1.3%

① 港湾運送およびその関連

(港湾運送部門)

沿岸作業およびアジア地域における取扱いが増加したことにより、増収となりました。

(倉庫保管部門)

国内および欧米における保管貨物の取扱いが減少したことにより、減収となりました。

(陸上運送部門)

内国貨物輸送および欧州域内輸送の取扱いが減少したことにより、減収となりました。

(航空貨物運送部門)

国内外ともに航空貨物需要の回復により、輸出入ともに取扱いは増加し、増収となりました。

(その他の部門)

梱包作業等の増加により、増収となりました。

② 賃貸

倉庫賃貸面積の減少により、減収となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、物流施設および輸送用機器、荷役機器等の拡充および更新を目的として、総額27億円の設備投資を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、個人消費やインバウンド需要の持ち直しを背景に、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、物価上昇や地政学的リスク等により、不確実性が高まり、先行き不透明な状況が継続するものと思われます。

当業界においては、各国の通商政策の影響による荷動きの低迷が懸念されており、また、資源価格高騰に加えて人手不足への対応が喫緊の課題となっております。

当社グループといたしましては、2025年5月13日に公表いたしました中期経営計画の3つの基本戦略に基づき、事業の成長と収益性の向上を両立させ、資本効率を意識した経営を推進して、持続的な成長と社会への貢献を実現してまいります。

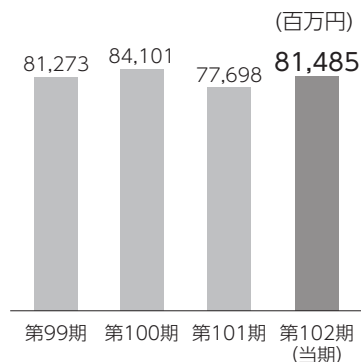
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

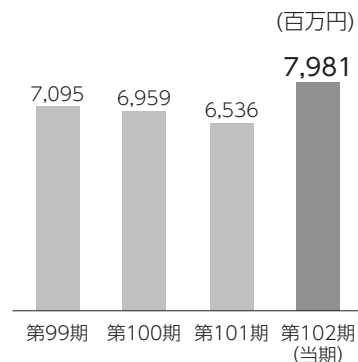
区 分	第99期 (2021年度)	第100期 (2022年度)	第101期 (2023年度)	第102期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高	81,273百万円	84,101百万円	77,698百万円	81,485百万円
経常利益	7,095百万円	6,959百万円	6,536百万円	7,981百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,624百万円	4,641百万円	4,541百万円	5,380百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 155 16	円 銭 155 72	円 銭 152 15	円 銭 180 00
総資産	131,928百万円	138,975百万円	151,026百万円	153,933百万円
純資産	102,721百万円	108,935百万円	121,792百万円	126,337百万円

(注) 2024年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

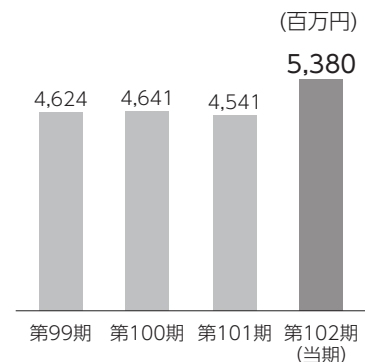
●売上高



●経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ナゴヤ SHIPPING 株式会社	60百万円	* 76.1%	貨物運送取扱業
名古屋船舶株式会社	30百万円	56.2%	海運代理店業
セントラル SHIPPING 株式会社	16百万円	* 100.0%	海運代理店業
名海運輸作業株式会社	80百万円	* 94.6%	港湾運送業
名港陸運株式会社	20百万円	* 100.0%	貨物自動車運送業
大源海運株式会社	30百万円	* 78.7%	港湾運送業
MEIKO AMERICA, INC.	10,000千USD	* 100.0%	貨物運送取扱業
MEIKO EUROPE N.V.	1,240千EUR	* 100.0%	貨物運送取扱業

(注) *印は間接所有を含めた場合の議決権比率であります。

(7) 主要な事業内容

- ① 港湾運送およびその関連
 - ・ 港湾運送部門
 - ・ 倉庫保管部門
 - ・ 陸上運送部門
 - ・ 航空貨物運送部門
 - ・ その他の部門
- ② 賃貸

(8) 主要な営業所

- ① 当社の主要な事業所

本 社	名古屋市港区入船二丁目4番6号
支 店	東京支店（東京都千代田区）、四日市支店（三重県四日市市） 大阪支店（大阪市中央区）、九州支店（福岡市東区）
営業所	苫小牧営業所（北海道苫小牧市）、仙台営業所（仙台市宮城野区） 成田空港営業所（千葉県成田市）、北陸営業所（石川県金沢市） 浜松営業所（浜松市中央区）、中部国際空港営業所（愛知県常滑市） 神戸営業所（神戸市中央区）、門司営業所（北九州市門司区） 福岡空港営業所（福岡市博多区）、熊本営業所（熊本県菊池郡大津町）
海 外	ホーチミン駐在員事務所（ベトナム）

② 子会社の主要な事業所

国 内	ナゴヤ SHIPPING 株式会社	名古屋市港区
	名古屋船舶株式会社	名古屋市港区
	セントラル SHIPPING 株式会社	名古屋市港区
	名海運輸作業株式会社	名古屋市港区
	名港陸運株式会社	愛知県知多市
	大源海運株式会社	愛知県弥富市
海 外	MEIKO AMERICA, INC.	ロサンゼルス、ペリス、シアトル、シカゴ、ヒューストン、 オハイオ、サウスカロライナ、アトランタ
	MEIKO TRANS DE MEXICO, S. DE R.L. DE C.V.	イラプアト
	MEIKO EUROPE N.V.	アントワープ、デュッセルドルフ、ハンブルグ
	MEIKO TRANS POLSKA SP. Z O.O.	グリビツェ
	MEIKO TRANS (THAILAND) CO.,LTD.	バンコク、レムチャバン
	MEIKO ASIA CO.,LTD.	スワンナプーム
	MEIKO TRANS (VIETNAM) CO.,LTD.	ハノイ
	MEIKO LOGISTICS (INDIA) PVT.LTD.	チェンナイ、グルガオン
	名港海運（香港）有限公司	香港
	上海名港国際貨運有限公司	上海、広州、蘇州

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
港湾運送およびその関連	1,808名	△5名
賃 貸	3名	—
全 社 （ 共 通 ）	84名	8名
合 計	1,895名	3名

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 33,006,204株 (自己株式3,102,225株を含む。)
(3) 株主数 2,000名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,574 千株	5.26 %
株式会社商船三井	1,483 千株	4.96 %
株式会社名古屋銀行	1,457 千株	4.87 %
株式会社あいち銀行	1,417 千株	4.74 %
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,290 千株	4.31 %
日本碍子株式会社	1,037 千株	3.46 %
名港海運従業員持株会	965 千株	3.22 %
ノリタケ株式会社	959 千株	3.20 %
三井住友海上火災保険株式会社	810 千株	2.70 %
大成建設株式会社	810 千株	2.70 %

- (注) 1. 当社は自己株式3,102,225株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	12,050 株	2 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告36頁「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記のほか、当社の執行役員12名に対して18,920株、当社子会社の取締役 (非常勤取締役を除く) 2名に対して3,930株、当社子会社の執行役員7名に対して8,156株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤森 利雄	当社 社長執行役員 名港海運興産(株) 代表取締役社長 社長執行役員
代表取締役社長	高橋 広	
社外取締役	加留部 淳	三洋化成工業(株) 社外監査役
社外取締役	小倉 忠	リンナイ(株) 社外取締役
常勤監査役	秋田 高一	
社外監査役	大杉 誠	中部資材(株) 代表取締役会長
社外監査役	宮崎 一彦	三協(株) 代表取締役社長
社外監査役	徳岡 重信	

- (注) 1. 加留部淳、小倉忠の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 大杉誠、宮崎一彦、徳岡重信の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の秋田高一氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役の徳岡重信氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役の加留部淳、小倉忠の両氏と、社外監査役の大杉誠、宮崎一彦、徳岡重信の各氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

2025年3月31日現在の執行役員体制は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	管掌および担当
* 社長執行役員	高橋 広	
専務執行役員	蟹井 修	営業第1部、国内営業部、南部営業部 管掌
専務執行役員	野々部 洋史	東京支店、四日市支店、大阪支店、九州支店 管掌
専務執行役員	平松 保長	港湾物流部 管掌
常務執行役員	大山 信二	経理部、情報システム部 管掌
常務執行役員	山口 淳	営業第2部、営業第3部、営業第4部、物流センター統括部 管掌
常務執行役員	三谷 正芳	総務部、人事部、経営企画部、通関部 管掌
常務執行役員	横井 勇	国際部、国際複合輸送部、航空貨物部 管掌
執行役員	水谷 吉成	航空貨物部長
執行役員	林 秀樹	港湾物流部長
執行役員	黒田 充弘	総務部長
執行役員	鈴木 聡	情報システム部長
執行役員	丸山 典之	営業第2部長

(注) *印は取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、両社外取締役および各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境および従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定め、各取締役の役職および職務内容、営業利益等の業績、常勤・非常勤の別等を考慮して決定しております。

取締役の報酬額は株主総会の決議に基づき、取締役会によって定められた規則に従って算定され、指名・報酬諮問委員会において審議したうえで、最終的には取締役会の授権を受けた代表取締役が、各取締役の役職および職務内容、貢献度等に応じて決定しております。

また、当該決定方針は、取締役会において決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第91回定時株主総会において年額6億50百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は22名（うち社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第100回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額50百万円以内、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数の上限は80,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 藤森利雄、代表取締役社長 高橋広が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しておりますが、あらかじめ指名・報酬諮問委員会で審議され承認を得ております。

代表取締役に委任する権限の内容は、取締役の職務内容、貢献度等の算定・評価であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を考慮しつつ、各取締役の職務内容、貢献度等を算定・評価するのは代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定され、審議されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	167 (14)	149 (14)	—	17 (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	36 (16)	36 (16)	—	—	4 (3)

(注) 1. 上記の他、2024年6月26日開催の第101回定時株主総会決議に基づき、逝去により退任した取締役1名に対し、弔慰金73百万円を支給しております。

2. 上記の非金銭報酬等の内訳は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

役員区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	加留部 淳	三洋化成工業株式会社	社外監査役	当社は三洋化成工業株式会社との間には商取引はありません。
社外取締役	小倉 忠	リンナイ株式会社	社外取締役	当社はリンナイ株式会社との間に商取引があります。
社外監査役	大杉 誠	中部資材株式会社	代表取締役会長	当社は中部資材株式会社との間に商取引があります。
社外監査役	宮崎 一彦	三協株式会社	代表取締役社長	当社は三協株式会社との間に商取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席状況	主な活動状況
社外取締役	加留部 淳	取締役会 指名・報酬諮問委員会 9/10回 3/3回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会において適宜発言を行うほか、経営全般に対する確かな提言をいただいております。 また、取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただいております。
社外取締役	小倉 忠	取締役会 指名・報酬諮問委員会 9/10回 3/3回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会において適宜発言を行うほか、経営全般に対する確かな提言をいただいております。 また、取締役等の指名および報酬等に関する方針および手続きの公平性・独立性・客観性を強化することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただいております。

役員区分	氏名	出席状況	主な活動状況
社外監査役	大杉 誠	取締役会 監査役会 10／10回 11／11回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮崎 一彦	取締役会 監査役会 10／10回 11／11回	長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	徳岡 重信	取締役会 監査役会 9／10回 11／11回	会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35,800 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,800 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 上記のほか、当社及び当社の連結子会社は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、監査証明に基づく報酬7,363千円及び非監査業務に基づく報酬2,774千円を支払っております。

当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザリーであり、連結子会社における非監査業務の内容は、法務アドバイザリー及び税務アドバイザリーであります。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および従業員（以下、「社員等」という）に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアル遵守のもとに、社員等が法令・定款などに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図っております。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整えております。
- ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、全従業員に対して必要に応じ適時研修などを実施し、それらを通じて、企業倫理ヘルプライン運営規程および企業ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令および当社社内規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行います。
- ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書などの存否および保存状況を検索可能とする体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の基礎として、BCPマニュアルを定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、内部統制室長を委員長とする調査委員会および顧問弁護士などを含むアドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の業務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守しております。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限、業務分担を明確にし、権限の委譲が行われ、職務の執行の効率化を図っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、これに基づき、重要な意思決定においては当社の事前の承認または報告を行うとともに、各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するなど、適切な子会社管理を行っております。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、グループ経営会議を開催し、審議しております。
- ③ 監査役は、業務および財産状況の調査において、必要に応じて子会社からの報告を求めるとともに子会社に赴き調査を行っております。
- ④ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、当社グループにおける業務の適正の確保に努めております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の配置を求めたときは、会社は従業員から監査役補助者を任命するものとします。当該従業員の評価は監査役が行い、その他の人事に関する事項は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会、グループ経営会議に出席し、取締役の業務執行状況の報告を受けております。
- ② 会計監査、業務監査などの内部監査結果は内部統制室から速やかに監査役に報告する体制を構築しております。
- ③ 取締役および従業員は監査役の要請に応じて必要な情報提供を行っております。

- ④ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができますものとします。
- ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を負担するものとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めます。
- ② 監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社とグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、内部統制の基本計画を定め、整備および運用状況を定期的・継続的に評価する体制を構築しております。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めており、社員等への周知徹底を図っております。
- ② 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連帯して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会およびグループ経営会議において、継続的に経営上のリスクの対応策について検討いたしました。
- ・取締役会およびグループ経営会議の指揮の下、社内横断的に全社的なリスクの識別および評価を実施しております。また、法改正等による諸規程の整備や社内の業務の見直しを必要に応じて行い、内部統制システムの実効性の向上に努めました。
- ・内部通報制度に基づき、公益通報に適切に対応、運用できる体制を整備しております。
- ・物流事業において、安全作業の提供が顧客への最大の責務と捉え、定期的に安全作業委員会を開催し、様々なリスクの低減および予防策を講じております。また、通関および保税管理においては、法令順守への理解を深め、継続的な教育及び研修を行い、適正な業務の遂行に寄与する取組に努め、コンプライアンス・プログラムに基づいた監査を実施いたしました。
- ・監査役は、社内の重要会議に出席するほか、内部統制室および会計監査人等と定期的に会合を持ち、情報交換等を図っており、業務の執行や法令・社内規程の遵守状況等、リスクを監視できる体制を整備しております。

8. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元が経営上の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開や設備投資、大規模災害への備えとして内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2025年3月31日現在

| 科 目             | 金 額                | 科 目                | 金 額                |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| (資 産 の 部)       | 千円                 | (負 債 の 部)          | 千円                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>50,624,123</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>11,957,268</b>  |
| 現金及び預金          | 32,592,248         | 買掛金                | 4,976,470          |
| 受取手形            | 3,065              | 1年内返済予定の長期借入金      | 510,956            |
| 電子記録債権          | 614,388            | リース債務              | 486,199            |
| 売掛金             | 13,747,992         | 未払法人税等             | 996,376            |
| 未収還付法人税等        | 45,433             | 賞与引当金              | 1,860,270          |
| その他の流動資産        | 3,659,251          | 株主優待引当金            | 10,730             |
| 貸倒引当金           | △38,255            | その他の流動負債           | 3,116,265          |
| <b>固定資産</b>     | <b>103,309,804</b> | <b>固定負債</b>        | <b>15,639,083</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>70,001,523</b>  | 長期借入金              | 4,284,540          |
| 建物及び構築物         | 35,441,567         | リース債務              | 637,105            |
| 機械装置及び運搬具       | 4,133,443          | 繰延税金負債             | 4,033,328          |
| 土地              | 28,415,220         | 退職給付に係る負債          | 3,840,110          |
| リース資産           | 461,313            | 役員退職慰労引当金          | 6,098              |
| 使用权資産           | 610,035            | 資産除去債務             | 2,096,787          |
| 建設仮勘定           | 59,652             | 未払役員退職慰労金          | 26,225             |
| その他の有形固定資産      | 880,290            | その他の固定負債           | 714,887            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>566,002</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>27,596,352</b>  |
| ソフトウェア          | 518,908            | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                    |
| ソフトウェア仮勘定       | 3,161              | <b>株主資本</b>        | <b>103,347,801</b> |
| リース資産           | 11,154             | 資本金                | 2,350,704          |
| その他の無形固定資産      | 32,778             | 資本剰余金              | 1,597,043          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>32,742,278</b>  | 利益剰余金              | 101,564,613        |
| 投資有価証券          | 28,403,015         | 自己株式               | △2,164,560         |
| 長期貸付金           | 527,150            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>17,497,573</b>  |
| 繰延税金資産          | 579,589            | その他有価証券評価差額金       | 12,457,824         |
| 退職給付に係る資産       | 1,735,188          | 為替換算調整勘定           | 4,545,401          |
| その他の投資その他の資産    | 1,691,856          | 退職給付に係る調整累計額       | 494,347            |
| 貸倒引当金           | △194,522           | <b>非支配株主持分</b>     | <b>5,492,201</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>153,933,928</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>126,337,575</b> |
|                 |                    | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>153,933,928</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで

| 科 目             | 金 額       | 千円         |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 81,485,321 |
| 売上原価            |           | 63,939,997 |
| 売上総利益           |           | 17,545,324 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 11,273,923 |
| 営業利益            |           | 6,271,400  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息            | 426,864   |            |
| 受取配当金           | 1,001,511 |            |
| 持分法投資利益         | 116,945   |            |
| 為替差益            | 34,196    |            |
| 雑収入             | 178,617   | 1,758,135  |
| 営業外費用           |           |            |
| 支払利息            | 39,034    |            |
| 雑損失             | 9,391     | 48,426     |
| 経常利益            |           | 7,981,110  |
| 特別利益            |           |            |
| 投資有価証券売却益       | 195,846   |            |
| 固定資産売却益         | 116,143   | 311,989    |
| 特別損失            |           |            |
| 固定資産解体費用        | 35,000    | 35,000     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 8,258,100  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,228,272 |            |
| 法人税等調整額         | 248,375   | 2,476,647  |
| 当期純利益           |           | 5,781,452  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |           | 401,388    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 5,380,064  |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで  
(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |             |            |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|------------|-------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金       | 自己株式       | 株主資本合計      |
| 当期首残高                   | 2,350,704 | 1,597,043 | 97,469,563  | △2,228,615 | 99,188,696  |
| 当期変動額                   |           |           |             |            |             |
| 剰余金の配当                  |           |           | △1,285,015  |            | △1,285,015  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |           |           | 5,380,064   |            | 5,380,064   |
| 自己株式の取得                 |           |           |             | △270       | △270        |
| 自己株式の処分                 |           |           |             | 64,325     | 64,325      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |             |            |             |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | 4,095,049   | 64,055     | 4,159,104   |
| 当期末残高                   | 2,350,704 | 1,597,043 | 101,564,613 | △2,164,560 | 103,347,801 |

|                         | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計       |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|-------------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |             |             |
| 当期首残高                   | 14,805,154           | 2,548,949    | 261,741              | 17,615,845            | 4,987,619   | 121,792,162 |
| 当期変動額                   |                      |              |                      |                       |             |             |
| 剰余金の配当                  |                      |              |                      |                       |             | △1,285,015  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                      |              |                      |                       |             | 5,380,064   |
| 自己株式の取得                 |                      |              |                      |                       |             | △270        |
| 自己株式の処分                 |                      |              |                      |                       |             | 64,325      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △2,347,330           | 1,996,451    | 232,606              | △118,272              | 504,581     | 386,308     |
| 当期変動額合計                 | △2,347,330           | 1,996,451    | 232,606              | △118,272              | 504,581     | 4,545,413   |
| 当期末残高                   | 12,457,824           | 4,545,401    | 494,347              | 17,497,573            | 5,492,201   | 126,337,575 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 貸借対照表

2025年3月31日現在

| 科 目<br>(資 産 の 部) | 金 額<br>千円         | 科 目<br>(負 債 の 部)   | 金 額<br>千円         |
|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>      | <b>22,930,046</b> | <b>流動負債</b>        | <b>9,014,102</b>  |
| 現金及び預金           | 10,156,917        | 買掛金                | 5,405,864         |
| 受取手形             | 3,065             | 1年内返済予定の長期借入金      | 20,000            |
| 電子記録債権           | 601,671           | リース債務              | 156,070           |
| 売掛金              | 10,117,654        | 未払金                | 908,132           |
| 前払費用             | 93,713            | 未払費用               | 389,318           |
| 未収収益             | 107,498           | 未払法人税等             | 542,979           |
| 短期貸付金            | 27,000            | 未払事業所税             | 34,902            |
| 未収消費税等           | 154,834           | 預り金                | 133,968           |
| 立替金              | 1,616,908         | 賞与引当金              | 1,217,401         |
| その他の流動資産         | 66,932            | 株主優待引当金            | 10,730            |
| 貸倒引当金            | △16,149           | その他の流動負債           | 194,734           |
| <b>固定資産</b>      | <b>76,982,835</b> | <b>固定負債</b>        | <b>8,612,137</b>  |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>45,219,980</b> | 長期借入金              | 65,000            |
| 建物               | 21,522,908        | リース債務              | 336,305           |
| 構築物              | 981,690           | 繰延税金負債             | 3,141,901         |
| 機械装置             | 2,294,743         | 退職給付引当金            | 2,457,646         |
| 車輛運搬具            | 823,076           | 未払役員退職慰労金          | 15,925            |
| 船舶               | 0                 | 資産除去債務             | 2,066,627         |
| 工具器具備品           | 407,405           | その他の固定負債           | 528,731           |
| 土地               | 18,693,504        |                    |                   |
| リース資産            | 447,089           | <b>負債合計</b>        | <b>17,626,240</b> |
| 建設仮勘定            | 49,563            | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                   |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>494,066</b>    | <b>株主資本</b>        | <b>70,925,382</b> |
| ソフトウェア           | 468,636           | 資本金                | 2,350,704         |
| ソフトウェア仮勘定        | 3,161             | 資本剰余金              | 1,278,373         |
| リース資産            | 941               | 資本準備金              | 1,273,431         |
| その他の無形固定資産       | 21,326            | その他資本剰余金           | 4,942             |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>31,268,788</b> | <b>利益剰余金</b>       | <b>69,571,662</b> |
| 投資有価証券           | 21,186,975        | 利益準備金              | 587,676           |
| 関係会社株式           | 6,097,520         | その他利益剰余金           | 68,983,986        |
| 出資金              | 9,000             | 土地圧縮積立金            | 381,762           |
| 関係会社出資金          | 57,140            | 建物圧縮積立金            | 25,253            |
| 長期貸付金            | 1,377,150         | 別途積立金              | 51,000,000        |
| 差入保証金            | 1,154,393         | 繰越利益剰余金            | 17,576,970        |
| 前払年金費用           | 1,155,478         | <b>自己株式</b>        | <b>△2,275,358</b> |
| その他の投資その他の資産     | 267,682           | 評価・換算差額等           | 11,361,259        |
| 貸倒引当金            | △36,552           | その他有価証券評価差額金       | 11,361,259        |
| <b>資産合計</b>      | <b>99,912,882</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>82,286,642</b> |
|                  |                   | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>99,912,882</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで

| 科 目          | 金         | 額                |
|--------------|-----------|------------------|
| 売上高          |           | 千円<br>61,806,444 |
| 売上原価         |           | 51,039,677       |
| 売上総利益        |           | 10,766,766       |
| 販売費及び一般管理費   |           | 7,907,652        |
| 営業利益         |           | 2,859,114        |
| 営業外収益        |           |                  |
| 受取利息         | 8,766     |                  |
| 受取配当金        | 889,568   |                  |
| 為替差益         | 3,693     |                  |
| 雑収入          | 125,264   | 1,027,294        |
| 営業外費用        |           |                  |
| 支払利息         | 1,170     |                  |
| 雑損失          | 7,646     | 8,816            |
| 経常利益         |           | 3,877,591        |
| 特別利益         |           |                  |
| 投資有価証券売却益    | 195,846   |                  |
| 固定資産売却益      | 116,143   | 311,989          |
| 特別損失         |           |                  |
| 固定資産解体費用     | 35,000    | 35,000           |
| 税引前当期純利益     |           | 4,154,581        |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,112,000 |                  |
| 法人税等調整額      | 74,347    | 1,186,347        |
| 当期純利益        |           | 2,968,234        |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで  
(単位：千円)

|                     | 株主資本      |           |          |           |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |          |           |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高               | 2,350,704 | 1,273,431 | 4,942    | 1,278,373 |
| 当期変動額               |           |           |          |           |
| 剰余金の配当              |           |           |          |           |
| 当期純利益               |           |           |          |           |
| 建物圧縮積立金の取崩          |           |           |          |           |
| 税率変更による圧縮積立金の調整額    |           |           |          |           |
| 別途積立金の積立            |           |           |          |           |
| 自己株式の取得             |           |           |          |           |
| 自己株式の処分             |           |           |          |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |          |           |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —        | —         |
| 当期末残高               | 2,350,704 | 1,273,431 | 4,942    | 1,278,373 |

|                     | 株主資本    |          |         |            |            |            |
|---------------------|---------|----------|---------|------------|------------|------------|
|                     | 利益剰余金   |          |         |            |            |            |
|                     | 利益準備金   | その他利益剰余金 |         |            |            | 利益剰余金合計    |
|                     |         | 土地圧縮積立金  | 建物圧縮積立金 | 別途積立金      | 繰越利益剰余金    |            |
| 当期首残高               | 587,676 | 386,777  | 27,989  | 50,000,000 | 16,886,000 | 67,888,443 |
| 当期変動額               |         |          |         |            |            |            |
| 剰余金の配当              |         |          |         |            | △1,285,015 | △1,285,015 |
| 当期純利益               |         |          |         |            | 2,968,234  | 2,968,234  |
| 建物圧縮積立金の取崩          |         |          | △2,435  |            | 2,435      | —          |
| 税率変更による圧縮積立金の調整額    |         | △5,015   | △299    |            | 5,315      | —          |
| 別途積立金の積立            |         |          |         | 1,000,000  | △1,000,000 | —          |
| 自己株式の取得             |         |          |         |            |            |            |
| 自己株式の処分             |         |          |         |            |            |            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |          |         |            |            |            |
| 当期変動額合計             | —       | △5,015   | △2,735  | 1,000,000  | 690,970    | 1,683,218  |
| 当期末残高               | 587,676 | 381,762  | 25,253  | 51,000,000 | 17,576,970 | 69,571,662 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

|                         | 株主資本       |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------|------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 自己株式       | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | △2,339,413 | 69,178,109 | 13,332,570       | 13,332,570     | 82,510,679 |
| 当期変動額                   |            |            |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |            | △1,285,015 |                  |                | △1,285,015 |
| 当期純利益                   |            | 2,968,234  |                  |                | 2,968,234  |
| 建物圧縮積立金の取崩              |            | —          |                  |                | —          |
| 税率変更による圧縮積<br>立金の調整額    |            | —          |                  |                | —          |
| 別途積立金の積立                |            | —          |                  |                | —          |
| 自己株式の取得                 | △270       | △270       |                  |                | △270       |
| 自己株式の処分                 | 64,325     | 64,325     |                  |                | 64,325     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |            | △1,971,310       | △1,971,310     | △1,971,310 |
| 当期変動額合計                 | 64,055     | 1,747,273  | △1,971,310       | △1,971,310     | △224,037   |
| 当期末残高                   | △2,275,358 | 70,925,382 | 11,361,259       | 11,361,259     | 82,286,642 |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

名港海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名港海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名港海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

名港海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名港海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

名港海運株式会社 監査役会

常勤監査役 秋 田 高 一 ㊟

社外監査役 大 杉 誠 ㊟

社外監査役 宮 崎 一 彦 ㊟

社外監査役 徳 岡 重 信 ㊟

以 上

## 株主メモ

|                   |                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度              | 毎年4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                                             |
| 定時株主総会開催月         | 毎年6月（基準日 毎年3月31日）                                                                                                                             |
| 期末配当基準日           | 毎年3月31日                                                                                                                                       |
| 中間配当基準日           | 毎年9月30日                                                                                                                                       |
| 株主名簿管理人           | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                             |
| 同事務取扱場所           | 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                              |
| 郵便物送付先<br>（電話照会先） | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>0120-782-031（フリーダイヤル）<br>取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。                                  |
| 単元株式数             | 100株                                                                                                                                          |
| 公告の方法             | 電子公告（ <a href="https://www.meiko-trans.co.jp">https://www.meiko-trans.co.jp</a> ）<br>※ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告を行うことができない場合は、中部経済新聞に掲載いたします。 |
| 上場金融商品取引所         | 名古屋証券取引所メイン市場                                                                                                                                 |

### 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 配当金計算書について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書類としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。

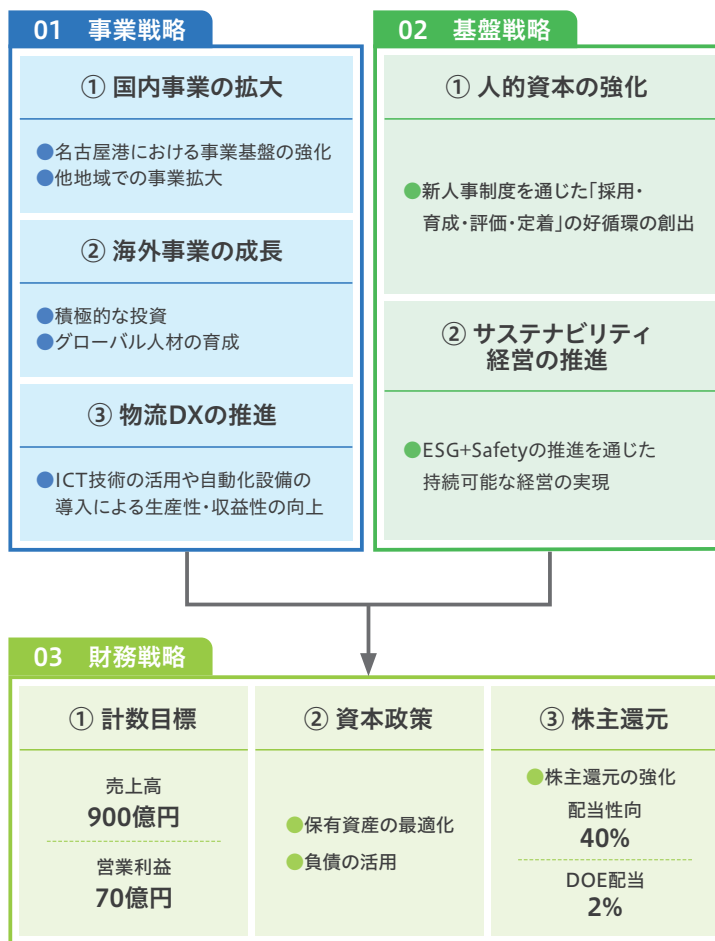
## 中期経営計画MX2029の策定

お客さまの多様化するニーズに対し、よりの確かつ迅速に応える体制を構築することで、事業の成長と収益性の向上を両立するとともに、資本効率を意識した経営を推進し、利益還元の実現を図り、ステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

### MX2029 策定プロセス



### MX2029 基本戦略



## 株主総会 会場のご案内

**日時** 2025年6月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)

**会場** 名古屋市港区入船二丁目4番6号 当社2階会議室



交通の  
ご案内

名古屋市営地下鉄・名港線

名古屋港駅

3番出口



徒歩約2分

会場

※当日は会場の駐車場の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用ください。

UD  
FONT

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

